

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（210）」
2. 日時：平成29年7月11日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、
津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 溢水を原子炉建屋最下層に滞留させる設計方針に変更した理由及び設計の成立性について、整理して提示すること。
- 溢水影響評価の対象外とする機器の整理において、例外としている機器に係る考え方について整理して提示すること。
- 溢水源の想定におけるスプリンクラの取扱いについて、整理して提示すること。
- 使用済燃料プール排気ダクトの既許可における位置づけについて、整理して提示すること。
- その他の溢水について、漏えい量は想定破損により生じる溢水量に包含されているとしているが、溢水量だけでなく溢水発生箇所の影響を考慮して、その他の溢水と想定破損による溢水との関係を整理して提示すること。
- 安全区分Ⅰ，Ⅱ，Ⅲの区分分離について、火災防護対策の方針を踏まえて整理して提示すること。
- 溢水水位対策を実施する箇所について、具体的な場所、対策方法等を整理して提示すること。
- 流下開口の閉塞に対する信頼性、多重性等について整理して提示すること。

- 溢水発生時におけるアクセス確保について、溢水量との関係も含めて整理して提示すること。
- 溢水影響評価における重大事故等対処施設及び自主設備の扱いについて整理して提示すること。
- 溢水影響評価における保守性の考え方のうち、床勾配の取扱いについて整理して提示すること。
- 溢水影響評価の保守性について、別添資料本文で整理して提示すること。
- 被水防護対策のうち保温材の施工について、その目的、効果等について整理して提示すること。
- 溢水防護対策について、それぞれの目的や対象について整理して提示すること。
- 火災防護区画設置を反映した蒸気影響評価について、応力評価により破断形状を変更している根拠を整理して提示すること。
- 高圧炉心スプレイ系配管からの溢水への対応について、現場の作業員の避難行動等も考慮して整理して提示すること。
- 循環水管伸縮継手を伸縮継手クローザージョイントに交換することについて、当該ジョイントの信頼性、溢水低減効果等の詳細を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 「第9条溢水による損傷の防止等」の説明方針（ヒアリング及び審査会合における説明について）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（溢水による損傷の防止等（第9条））
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）
- ・ 東海第二発電所 内部溢水による損傷の防止等 東海第二発電所の特徴と溢水評価に対する考慮事項